

I 手帳

1 障害者手帳

障害者手帳は、障害者福祉サービスを受けるための基本となるもので、障害の種別により3種類の障害者手帳があります。



(1) 身体障害者手帳

身体に障害のある方に交付されます。

一宮市で審査・交付を行い、市の窓口でお渡しします。交付は早いもので、3週間程となります。

※障害部位別の様式による身体障害者診断書・意見書が必要です。

(2) 療育手帳

知的に障害のある方に交付されます。

愛知県の専門機関で審査・交付を行い、市の窓口でお渡しします。交付までに1～2か月または数か月の期間を要します。

※18歳以上の方は、小学校4年生時および中学校2年生時の通知表等が必要です。

(該当学年のものがなければ、他学年のものも可)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある方に交付されます。

愛知県の専門機関で審査・交付を行い、市の窓口でお渡しします。交付までに2～3か月または数か月の期間を要します。

※精神障害者保健福祉手帳用診断書(初診日から6か月经過のもの)または精神障害によって認定されている障害年金を受給していることが必要です。

※写真の添付を希望しない場合は、写真を省略することができます。

※障害年金等を受給していることによる申請の場合、年金証書を出来る限りお持ち下さい。

◆申請に必要なもの(各手帳共通)

- ・写真(上半身縦4センチメートル×横3センチメートル)
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・各手帳(すでに手帳を交付されている場合のみ)
- ・障害者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課手帳・手当グループ) 尾西庁舎 1階窓口課 7番窓口 木曾川庁舎 1階総務窓口課 4番窓口	電話 28-9017 (直通) 電話 85-8393 (直通) 電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課手帳・手当グループ)	電話 28-9017 (直通)